



もっと知ろう
もっと考えよう

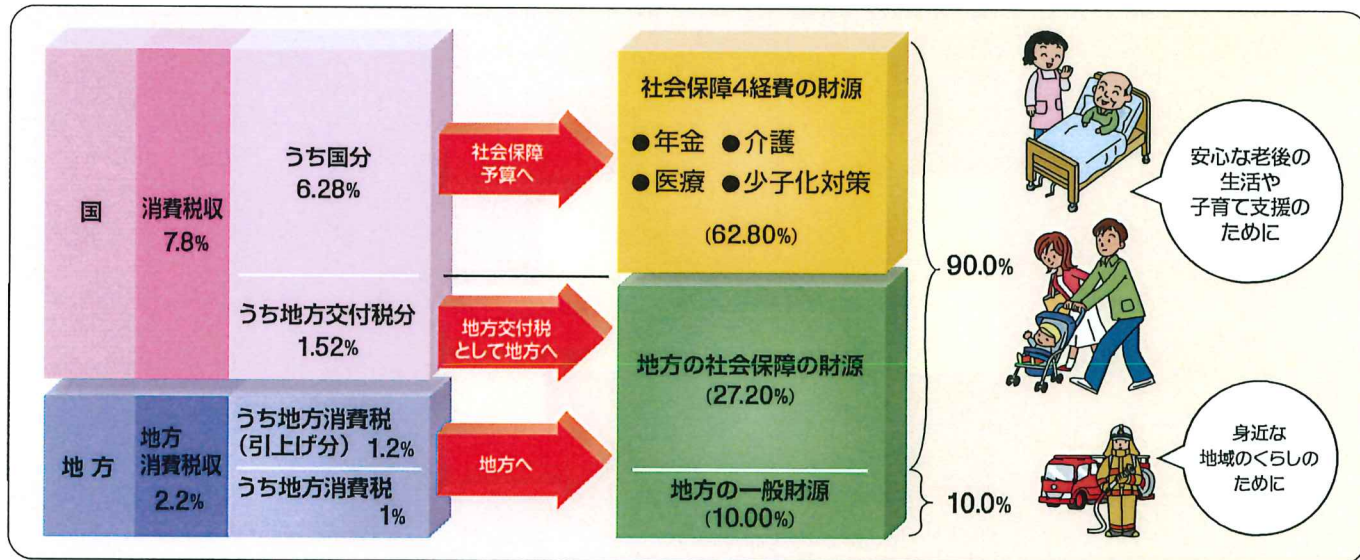
国の財政と消費税の役割



消費税はそのほとんどが社会保障の財源に使われています

10%の消費税のうち 9割は、年金・医療・介護・子育てなどの社会保障に使われています。

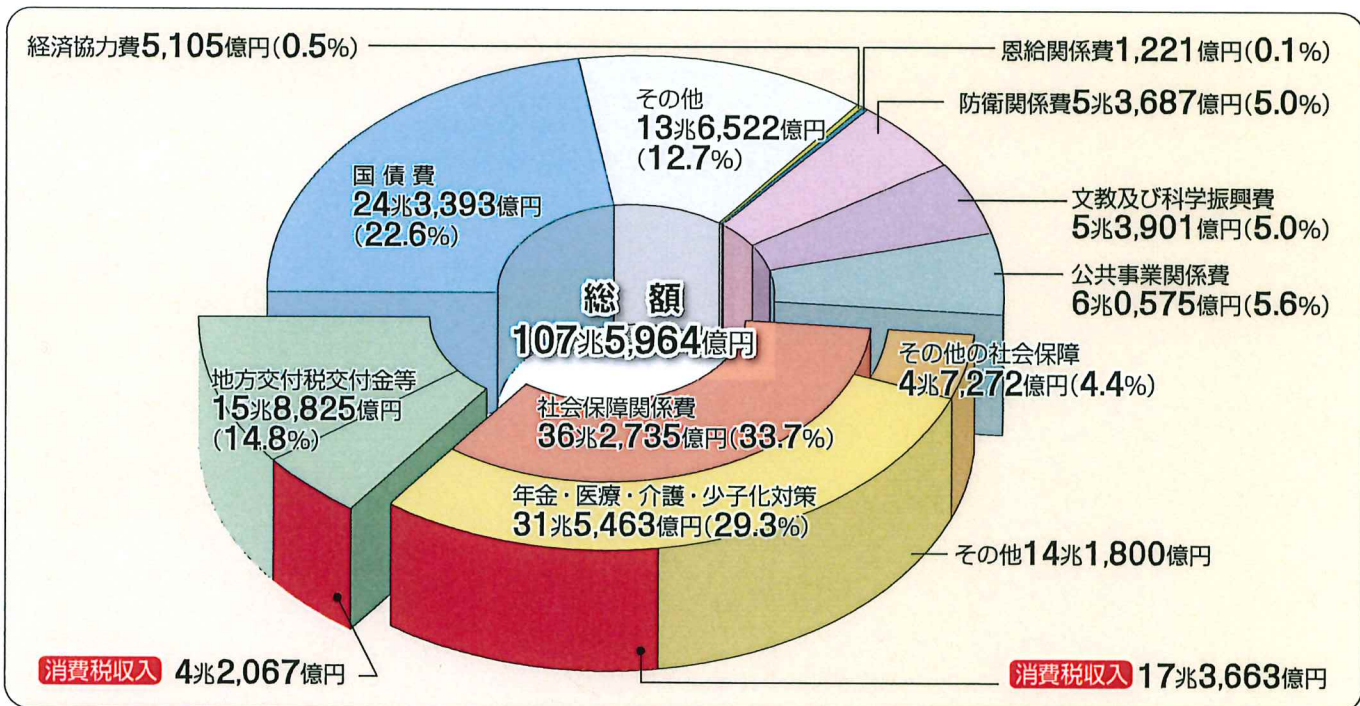
残りの1割は、地方の一般財源として、身近な地域のくらしのために活用されています。



国の支出(一般会計歳出)

(令和4年度当初予算)

1番多いのは社会保障関係費(年金・医療・介護・少子化対策などの費用)で約34%、2番目が国債費(国債の償還や利払い費)で約23%、3番目が地方交付税交付金等(地方公共団体への助成金等)で約15%、これらだけで支出の約72%を使っています。国の消費税は、社会保障関係費の中で、年金・医療・介護・少子化対策の費用に充てられています。



国の財政・税制の状況を知ろう

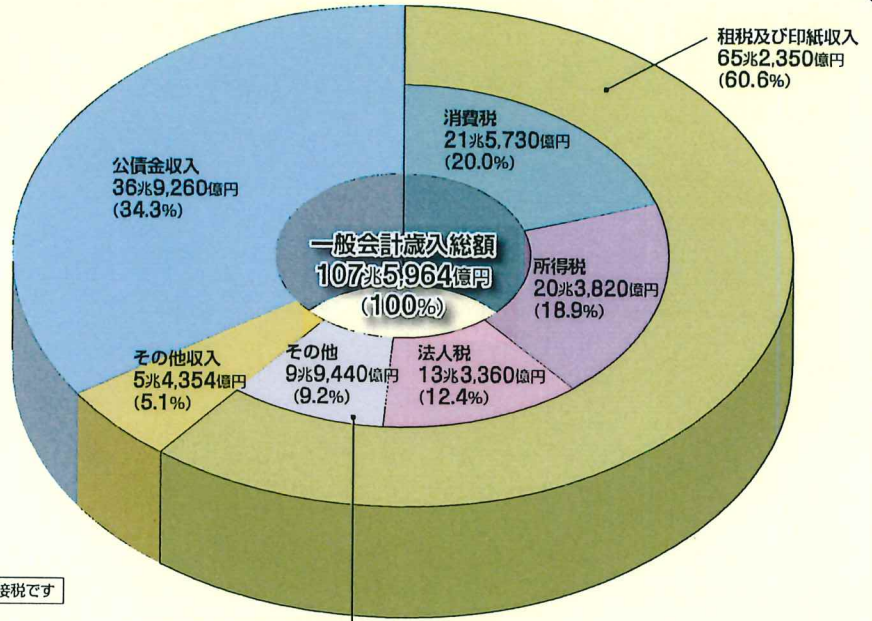
国の財政は、本来なら税収の範囲内で歳出をまかなうのが基本ですが、かつて税収が低迷していたことなどもあって、毎年多額の公債（国の借金）に頼っています。

■ 国の収入【一般会計令和4年度歳入予算（当初予算）】

消費税は基幹税の一つです。
 税収のトップは消費税で、次いで所得税、法人税と続いています。
 消費税は7.8%の国税分を記載しています。
 地方消費税は2.2%であり合計で10%。

相続税	2兆6,190億円(2.4%)
●揮発油税	2兆0,790億円(1.9%)
●酒税	1兆1,280億円(1.0%)
関税	8,250億円(0.8%)
●たばこ税	9,340億円(0.9%)
●石油石炭税	6,600億円(0.6%)
自動車重量税	3,850億円(0.4%)
その他税収	3,700億円(0.3%)
印紙収入	9,440億円(0.9%)

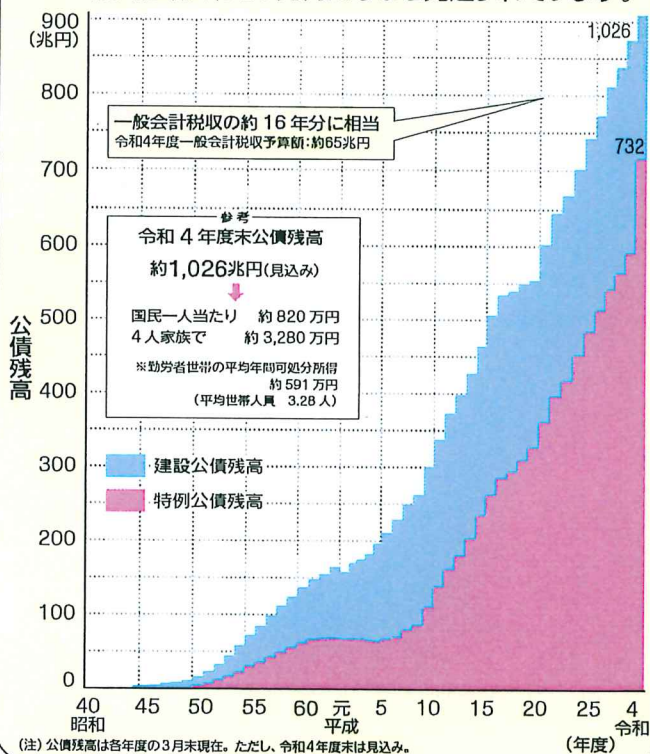
●……印は間接税です



どうして国の借金が増えてしまったのか。どう財政を立て直したらいいか考えよう

■ 公債残高の推移

公債発行を連年続けているため、令和4年度末で、その残高は約1,026兆円になると見込まれています。



■ 国の財政を家計に例えると

家計 (万円)	
収入	支出
経常収入 (税収) 652	生活費 (一般歳出) 673
臨時収入 (その他収入) 54	田舎への仕送り (地方交付税等) 159
借入金 (公債金収入) 369	借入金の返済 利払い (国債費) 243
計1,075	

その結果、令和4年度末には……

ローン残高 **10,265万円**

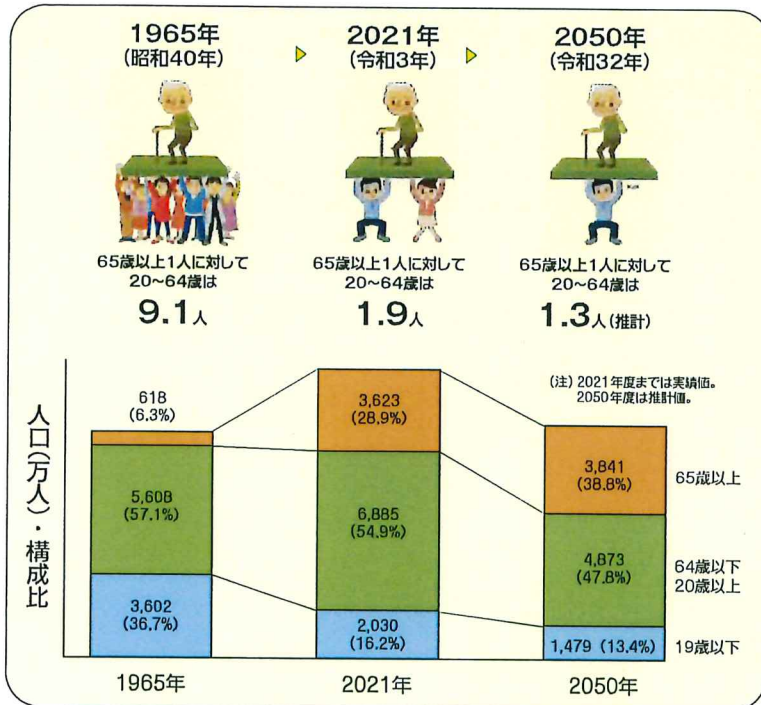
(注) 令和4年度の一般会計予算を1000万分の1に直した数値です。

国の財政を家計に例えますと、年収がパート収入を含めて706万円の家庭が369万円の借金をして1,075万円の優雅な暮らしをしていることにより、積みもった借金の残高が10,265万円になってしまった状況です。いつまでも借金を続けるわけにはいきませんし、いずれ借金も返済しなければなりません。家計をどう立て直すか、真剣に考えなければならぬ時期にきています。

少子高齢化による人口構造の変化、社会保障給付費の増大

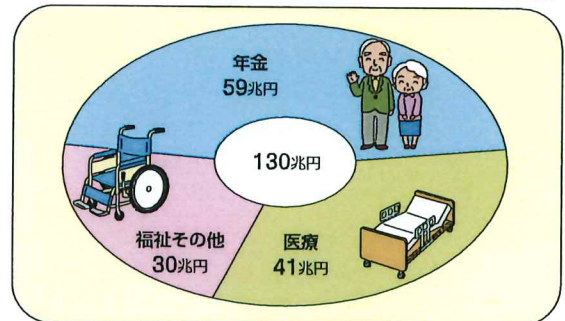
少子高齢化の急速な進展により、高齢者（65歳以上）に対する働き手（20～64歳）の比率は年々小さくなり、また、社会保障（年金・医療・介護等）の給付費も、急増しています。そのため、社会保障給付のための財源の確保と、社会保障制度の見直しが、大きな課題となっています。

■ 20歳～64歳人口と65歳以上人口の比率



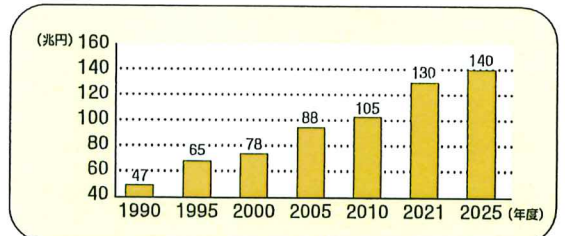
■ 社会保障給付費の内訳

（2021年度）



■ 社会保障のための給付費の推移

今の制度のままだと毎年増え続けると予想されます。

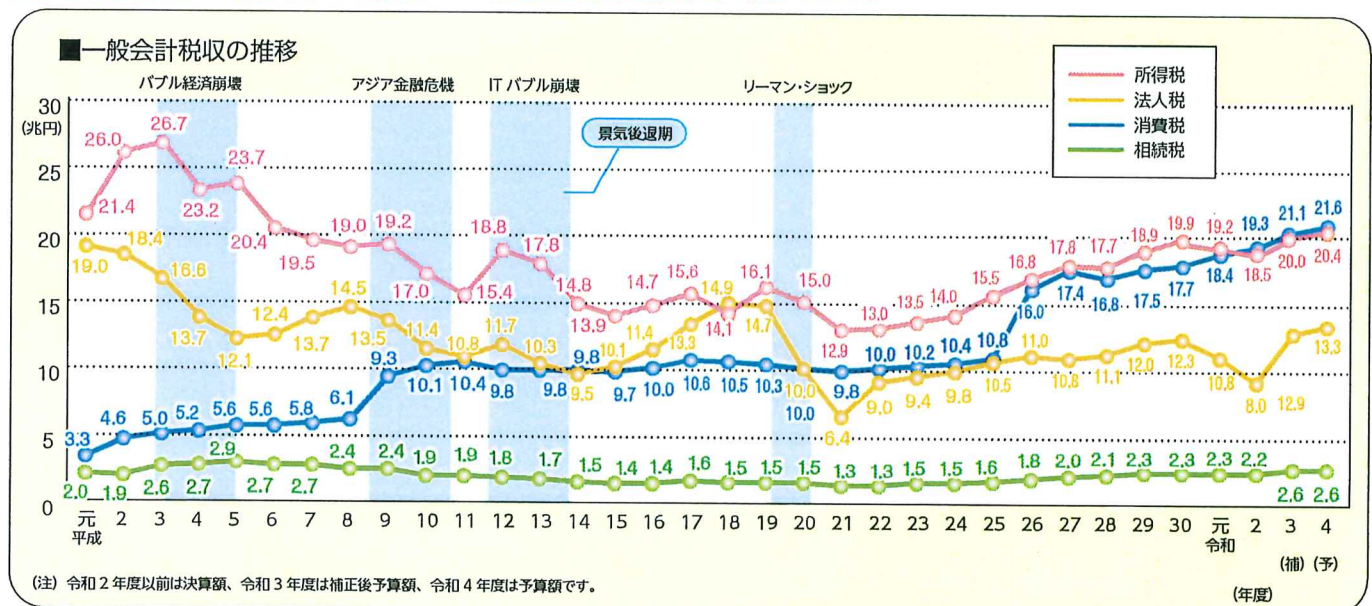


社会保障財源には消費税が最適といわれる理由

所得税、法人税の税収は、景気の動向などにより大きく変動しますが、消費税は景気に左右されにくく安定的であるとともに、働く世代など特定の者に負担が集中することなく、経済活動に中立的といわれています。

■ 税目別の税収の推移

消費税収の安定性がわかります。



消費税は事業者が納付する「預り金的な性格をもった税」です。期限内に納付しましょう。
間税会は消費税期限内完納運動を推進しています。

消費税 インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中!



制度導入までのスケジュール

令和3年10月1日

登録申請の
受付開始

令和5年3月31日

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

令和5年10月1日

インボイス制度
の導入

消費税の軽減税率制度

令和元年10月1日から、消費税（地方消費税を含む）の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されました。**軽減税率は8%です。**

軽減税率(8%)の対象品目

飲食料品

食品表示法に規定する食品（酒類、外食、ケータリング等は除き、一定の要件を満たす一体資産を含みます）

新聞

定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞（業界紙やスポーツ紙を含み、電子版や駅、コンビニ等での一部売りは含みません）

軽減税率の対象となる飲食料品の範囲



消費税はこんな仕組みになっています

消費税は、消費に比例的で広く公平に負担を求める税金です。原則として全ての商品・サービスの販売等を課税対象とし、事業者を納税義務者として、売上げに課税を行い、税の累積を避けるために、売上げに係る税額から仕入れに係る税額を差し引き、その差引税額を納付します。事業者には課せられる税相当額はコストとして販売価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担する仕組みの間接税です。

